

基幹統計調査の承認の状況

(令和6年7月分)

令和6年8月20日
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
経済産業省生産動態統計調査	経済産業大臣	令和7年1月分の調査から、以下のとおり、調査計画を変更 ○ 報告者の選定方法の変更 これまで工業統計調査等の情報を用いて更新していた母集団名簿について、工業統計調査が包摂された経済構造実態調査等の情報を用いて更新する方法に変更	R6.7.16
全国家計構造調査	総務大臣	令和六年能登半島地震の発生を受け、以下のとおり、調査計画を変更 ○ 地域的範囲の変更 令和6年に実施する調査について、石川県の3市 ^(注) を調査対象の地域的範囲から除外 (注)うち1市は、調査の一部のみ除外	R6.7.17
小売物価統計調査	総務大臣	令和7年1月分の調査から、以下のとおり、調査計画を変更 ① 調査対象の範囲の変更 動向編の調査品目について、 i) 「小売物価統計調査(動向編)の品目の選定基準」に基づき、17品目追加するとともに、 ii) 市場動向等を踏まえ、35品目について、より一般的な名称に変更 ② 報告者数の変更 民営家賃 ^(注) の報告者(民営借家の賃貸事業所)の数について、調査地区の更新に合わせて変更 (注)民営家賃は、国勢調査の調査区に基づき調査地区を無作為抽出し、当該地区内の全ての民営借家について調査しているが、報告者の選定方法には変更はない。	R6.7.18

(注)本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。